

栗原市過疎地域持続的発展計画

令和6年6月

宮城県栗原市

目 次

1 基本的な事項

1-1 市の概況.....	1
1-1-1 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要.....	1
a 自然的条件.....	1
b 歴史的条件.....	1
c 社会的条件.....	2
d 経済的条件.....	2
1-1-2 過疎の状況.....	2
a 人口等の動向.....	2
b これまでの対策.....	3
c 現在の課題と今後の見通し.....	3
1-1-3 社会的経済的発展の方向の概要.....	3
a 産業構造の変化.....	3
b 地域の経済的な立地条件.....	4
1-2 人口及び産業の推移と動向.....	4
1-2-1 人口.....	4
a 人口の推移.....	4
b 今後の見通し.....	4
1-2-2 産業.....	5
a 産業構造及び各産業の現況.....	5
b 今後の動向.....	6
1-3 行財政の状況.....	7
1-3-1 行財政の現況と動向.....	7
a 行政.....	7
b 財政.....	8
1-3-2 主要公共施設等の整備状況.....	9
1-4 持続的発展の基本方針.....	10
1-4-1 栗原市の将来像.....	11
1-4-2 栗原市の持続的発展のための基本目標.....	11
1-5 公共施設等総合管理計画との整合.....	12
1-6 計画の達成状況の評価に関する事項.....	12
1-7 計画期間.....	12

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

2-1 現況と問題点.....	13
2-1-1 移住・定住.....	13
2-1-2 地域間交流.....	13
2-2 その対策.....	13
2-2-1 移住・定住の促進.....	13

2-2-2 地域間交流の促進.....	1 3
2-3 計画.....	1 4
3 産 業 の 振 興	
3-1 現況と問題点.....	1 4
3-1-1 農林水産業.....	1 4
3-1-2 工業・企業誘致.....	1 5
3-1-3 商業.....	1 5
3-1-4 観光.....	1 6
3-2 その対策.....	1 6
3-2-1 農林水産業の振興.....	1 6
3-2-2 工業の振興・企業誘致.....	1 7
3-2-3 商業の振興.....	1 7
3-2-4 観光の振興.....	1 7
3-3 計画.....	1 8
3-4 公共施設等総合管理計画等との整合性.....	2 0
3-5 産業振興促進事項.....	2 0
3-5-1 産業振興促進区域及び振興すべき業種.....	2 0
3-5-2 現況と問題点.....	2 0
3-5-2-1 製造業.....	2 0
3-5-2-2 情報サービス業等.....	2 1
3-5-2-3 農林水産物等販売業.....	2 1
3-5-2-4 旅館業.....	2 1
3-5-3 その対策.....	2 1
3-5-3-1 製造業.....	2 1
3-5-3-2 情報サービス業等.....	2 1
3-5-3-3 農林水産物等販売業.....	2 1
3-5-3-4 旅館業.....	2 1
3-5-4 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容.....	2 2
4 交 通 施 設 の 整 備 、 交 通 手 段 の 確 保	
4-1 現況と問題点.....	2 2
4-1-1 市道・農道・林道及び国道・県道.....	2 2
4-1-2 地域公共交通.....	2 2
4-2 その対策.....	2 2
4-2-1 市道・農道・林道及び国道・県道の整備.....	2 2
4-2-2 地域公共交通の充実.....	2 3
4-3 計画.....	2 3
4-4 公共施設等総合管理計画等との整合性.....	2 4
5 生 活 環 境 の 整 備	
5-1 現況と問題点.....	2 4
5-1-1 上下水道.....	2 4

5-1-2	ごみ処理及びし尿処理施設等	2 4
5-1-3	住環境	2 5
5-1-4	消防・防災	2 5
5-2	その対策	2 5
5-2-1	上下水道の整備	2 5
5-2-2	ごみ処理及びし尿処理施設等の整備	2 6
5-2-3	住環境の整備	2 6
5-2-4	消防・防災体制の整備	2 6
5-3	計画	2 7
5-4	公共施設等総合管理計画等との整合性	2 8
6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
6-1	現況と問題点	2 8
6-1-1	子育て環境の確保	2 8
6-1-2	高齢者・障害者福祉	2 9
6-1-3	その他の福祉	2 9
6-1-4	保健・健康づくり	3 0
6-2	その対策	3 0
6-2-1	子育て環境の確保・充実	3 0
6-2-2	高齢者・障害者福祉等の充実	3 0
6-2-3	その他の福祉の充実	3 0
6-2-4	保健・健康づくりの推進	3 0
6-3	計画	3 1
6-4	公共施設等総合管理計画等との整合性	3 2
7	医 療 の 確 保	
7-1	現況と問題点	3 3
7-2	その対策	3 3
7-3	計画	3 3
7-4	公共施設等総合管理計画等との整合性	3 4
8	教 育 の 振 興	
8-1	現況と問題点	3 4
8-1-1	教育環境	3 4
8-1-2	生涯学習	3 5
8-2	その対策	3 5
8-2-1	教育環境の充実	3 5
8-2-2	生涯学習の推進	3 6
8-3	計画	3 6
8-4	公共施設等総合管理計画等との整合性	3 8
9	集 落 の 整 備	
9-1	現況と問題点	3 8
9-2	その対策	3 8

9-3 計画.....	39
9-4 公共施設等総合管理計画等との整合性.....	39
10 地域文化の振興等	
10-1 現況と問題点.....	39
10-2 その対策.....	39
10-3 計画.....	40
10-4 公共施設等総合管理計画等との整合性.....	40
11 再生可能エネルギーの利用促進	
11-1 現況と問題点.....	40
11-2 その対策.....	40
11-3 計画.....	41
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
12-1 現況と問題点.....	41
12-1-1 市民が自ら行うまちづくり.....	41
12-1-2 高度情報化のまちづくり.....	41
12-1-3 高度な行政サービスのまちづくり.....	41
12-1-4 放射性物質による不安を解消し、安心して暮らせるまちづくり.....	41
12-2 その対策.....	41
12-2-1 市民が自ら行うまちづくりの推進.....	41
12-2-2 高度情報化の推進.....	42
12-2-3 高度な行政サービスの充実.....	42
12-2-4 放射性物質による不安を解消し、安心して暮らせるまちづくりの推進.....	42
12-3 計画.....	42

1 基本的な事項

1-1 市の概況

1-1-1 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

a 自然的条件

本市は宮城県の北西部に位置し、岩手県及び秋田県と接している。

地勢は、東西に約 38km、南北約 39km、総面積は 804.97 km²であり、宮城県総面積(7,282.14 km²)の 11.1%を占めており、県内第1位の広さを有している。本市全体の地形は、東部では平地が多く、北西部では森林・原野が多い傾斜地となっている。地目別面積をみると、栗駒山麓を中心とした森林・原野が約半数の 55.4%を占め、田・畑が 21.9%、その他(河川、水路、水面、道路、その他)が 22.7%となっている^a。

本市全体の土地利用をみると、東部の平地は田畑、住宅地、工業用地などに利用され、北西部は保安林などの森林や原野が主体であり、多くの自然が残っている。



気候について、平成23年から令和2年の

10年間の平均値では、平均気温は平野部で 11.5℃、山間部は 8.7℃と、年間を通して 2.8℃の差があり、平均降水量は平野部で 1,213 mm、山間部で 2,175 mmと平野部の2倍近くとなっている^b。

平野部は比較的天候に恵まれているが、山間部では降雪結氷の期間が長く、県下でも有数の降雪地帯となっており、全般的には内陸型気候の地域である。

b 歴史的条件

本市は、それぞれ明治、大正、昭和にかけて、その時代背景をもとに町制施行や合併を経て、平成17年4月1日に広域化・多様化する行政需要に対応するため、栗原郡9町1村(築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村)が合併し誕生した市である。

この地域は、迫川、二迫川、三迫川、小山田川など多くの川が奥羽山脈からゆるやかな台地へと流れ、河岸段丘や扇状地をつくり、弥生時代には、現在の基幹産業というべき稲作農業が始まっていたと推測される。奈良時代には律令政府によって、対蝦夷政策の拠点として、この地に伊治城が造営された。江戸時代には仙台藩領となり、城下町及び奥州街道の宿場町として重要な役割を果たしてきた。

^a 資料：宮城県「利用区分別土地利用の現況」

^b 資料：気象庁「気象統計情報」

c 社会的条件

平地の多い東部に仙台から盛岡・八戸へと延びる主要ルートが位置しており、高速交通網として東北新幹線くりこま高原駅及び東北縦貫自動車道の築館インターチェンジと若柳金成インターチェンジ、みやぎ県北高速幹線道路が整備されている。

在来線は、ＪＲ東北本線が東北新幹線と並行しており、地域間の交流、結びつきを支えている。

地域内交通は、全般に自動車の利用が多く、国道４号、国道３９８号、国道４５７号、県道、市道、広域農道などが自動車交通を支えている。

地域内の路線バスは、栗原中央病院を中心に、各地域までのルートを運行し、東北縦貫自動車道を利用した仙台間的高速バスも運行されている。

本市は、築館地区、若柳地区、栗駒地区及び志波姫地区を中心に商業が集積しているものの、全般的には、農林業を主体とした地域形成となっている。

d 経済的条件

本市の水稲については、県内有数の良質米の主産地であるが、作付面積の減少や米価の低迷により、生産量、生産額ともに減少傾向にあり、また、農業従事者の高齢化や新規就農者の減少による担い手不足など農業を取り巻く環境は大きく変化しており、耕作放棄地などの増加が懸念されている。

畜産については、水稲と並び本市の基幹産業の一つである。特に繁殖肉用牛は、中山間地域を中心に飼育されており、地域内では優良牛の保留・導入が進められている。

野菜・花きについては、栽培農家のほとんどが水稲との複合経営のため、水稲同様の諸問題を抱えているが、大型園芸施設や転作田を利用し、地域の特性を生かした振興作物の生産に取り組むなど、新たな活動の展開も見られる。

また、これまで雇用の場の確保のために、地域産業の振興や企業誘致等の様々な施策を展開してきたことにより、市内への新たな企業の進出と中小企業を中心とした既存企業による受注拡大、事業所の拡張・増設も促進され、雇用の場の創出にもつながっている。

本市には高度技術・独自技術を有する既存企業や産業人材育成機関などがあることにより、発展可能性の高い産業分野の育成も視野に入れた地域産業の発展も必要と考えられる。

また、自動車関連産業や高度電子機械産業、食品関連産業をはじめとした促進地域として、これまで産・学・官の連携による地域産業の活性化や企業誘致に取り組んでいる。

既存の商店街は、地域密着型として古くから地元の人々に親しまれてきたが、規模の小さい零細経営の店舗が多く、消費者ニーズの多様化や、大型店の進出、さらには後継者不足という内的要因なども加わり、非常に厳しい環境に置かれている。

1-1-2 過疎の状況

a 人口等の動向

本市の国勢調査における人口は、平成２７年に６９，９０６人となっている。人口の推移を見ると、昭和３５年以降毎調査時減少している。平成２２年から平成２７年にかけての増減率は△６．７％で、近年、高い減少率が続いている。世帯数は平成２７年で２３，１３３世帯となり、横ばいで推移してきた世帯数においても△１．２％の減少率となった。高齢者比率については、平成２７年で

36.2%となり高齢化が進行している。

b これまでの対策

これまで、過疎地域対策緊急措置法などの関連法律により、市道・農道・林道整備などによる交通体系の整備、農林水産業の基盤整備、地場産業の振興、工業団地の整備等による雇用の拡大と産業の振興、上下水道・公営住宅などの生活環境の整備、市民の高齢化に対応した福祉の充実、子育て支援策の充実、医療施設整備等による医療の確保、さらには学校教育施設、集会・体育・文化施設整備等による教育・文化の振興施策等を講じてきた。過疎地域自立促進特別措置法に基づき実施した栗原市過疎地域自立促進計画（平成28年度～令和2年度）の事業費総額は約624億円にのぼっている。

c 現在の課題と今後の見通し

構造的な若年層の流出、少子高齢化の進行、地域産業及び地域社会の担い手不足等、依然として地域活力の低下を招いている。

過疎地域においては、首都圏との格差是正を第一義とする施策だけでなく、国土を保全しながら、自然や文化面における地域固有の特性を生かして都市住民と交流することにより、美しさ、豊かさ、自立性等を育むことも求められている。

こうしたことから、今後も引き続き生活環境の基盤整備、雇用の場の拡大のための地場産業の育成、人材育成のための教育文化関連施設整備の拡充、高齢者福祉の増進、子育て支援の充実、医療の拡充施策等を積極的に推進し、定住促進を図るとともに、自然資源、人文資源などの地域資源を生かした地域づくりを実施し、住みよいまち、将来を担う若者が魅力を感じるまちづくりを目指す。

また、「東日本大震災」に起因して発生した、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散は、環境汚染や健康不安、農林畜産物や観光等に対する風評被害など、市民生活の様々な面に影響を及ぼしている。

市民の不安解消と風評被害などの払拭が重要課題となっており、市が放射能被害に対して、“今できること”を積極的に実践し、市民生活の安全・安心を取り戻すため、放射性物質による不安を解消し、安心して暮らせるまちを目指す。

1-1-3 社会的経済的発展の方向の概要

a 産業構造の変化

平成27年の産業別就業人口や産業別総生産額は、多い順から第三次産業、第二次産業、第一次産業となっており、これは宮城県全体と比較しても、割合に違いがあるものの同じ構造となっている。

第一次産業の就業人口割合が県全体の割合よりも多いことは、市全域が農業を基幹産業とする地域であることを示しており、第二次産業の割合が多いことは、企業誘致を積極的に進めてきたこと、また、第三次産業の割合が少ないことは商業施設やサービス業の集積が周辺地域に比べると少ないことを示している（表1-2（5）参照）。

b 地域の経済的な立地条件

奥羽山脈のほぼ中央に位置する栗駒山から東南に向かってゆるやかに広がる金成耕土など、山岳、丘陵、平地と変化に富んだ地形を形成している。

また、本地域は二迫川、三迫川などを支流とする迫川や小山田川が肥沃な耕地を潤している。

さらに、ラムサール条約湿地に登録されている伊豆沼・内沼があり、豊かな自然環境に恵まれ、栗原市全域を範囲として日本ジオパークに認定された地域である。

高速交通網として、東北縦貫自動車道の築館インターチェンジ及び若柳金成インターチェンジ、さらには東北新幹線くりこま高原駅が整備されている。

また、在来線ではＪＲ東北本線が東北新幹線と並行して整備されており、地域間の交流、結びつきを支えている。

よって、高速交通網の進展により、仙台圏や岩手県への通勤・通学などの日常生活圏が飛躍的に拡大している。

1-2 人口及び産業の推移と動向

1-2-1 人口

a 人口の推移

本市の国勢調査における人口は、平成２７年で 69,906 人、世帯数は 23,133 世帯となっている。人口の推移を見ると昭和３５年の国勢調査の 129,144 人以降減少の一途をたどっており、その状況を５年間で比較すると、人口が最も減少したのが昭和３５年から昭和４０年の△10.1%、続いて昭和４０年から昭和４５年の△9.7%、昭和４５年から昭和５０年の△7.1%である。その後、昭和５０年から平成７年まではやや減少傾向が鈍化したものの、平成２２年から平成２７年は△6.7%と最近では大幅な減少率となっている。昭和３５年を基準とすると平成２７年までの５５年間で△59,238 人（△45.9%）と大幅に減少しており、本市の人口は約５割減少したことになる。

年代別人口の推移では、６５歳以上の高齢者人口が昭和３５年では 7,411 人であったものが平成２７年では 25,064 人と３倍以上増加しており、構成比で 36.2%となっている。０～１４歳の年少人口では、昭和３５年の国勢調査では 48,524 人であったものが、平成２７年では 7,255 人と約７分の１に減少し、構成比で 10.5%となっている。

b 今後の見通し

日本の総人口が減少に転じ、本格的な少子・高齢化時代を迎えており、本市の人口も緩やかな減少傾向が続いている。第２次栗原市総合計画における人口の将来予測では、令和８年の人口を約 57,900 人と推計したが、安全・安心なまちづくりや生活環境の整備、子育て・教育環境の整備、雇用機会の創出などによる若年層の定着、都市圏との交流人口を増加させ、交流居住や定住化促進施策などを着実に実施し効果を上げることによって、人口減少の加速化を食い止め、令和８年の計画人口を 59,100 人と設定している。

表 1－2（１）人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年 実数		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
総 数	129,144		116,129	△ 10.1	104,888	△ 9.7	97,486	△ 7.1	95,801	△ 1.7	95,042	△ 0.8
0歳～14歳	48,524		37,859	△ 22.0	26,350	△ 30.4	20,775	△ 21.2	19,467	△ 6.2	19,428	△ 0.2
15歳～64歳	73,209		70,095	△ 4.3	69,454	△ 0.9	66,206	△ 4.7	64,010	△ 3.3	61,426	△ 4.0
うち15歳～ 29歳(a)	27,653		22,851	△ 17.4	22,253	△ 2.6	20,474	△ 8.0	17,780	△ 13.1	14,292	△ 19.6
65歳以上 (b)	7,411		8,175	10.3	9,084	11.1	10,505	15.6	12,324	17.3	14,188	15.1
(a)/総数 若年者比率	21.4	%	19.7	%	21.2	%	21.0	%	20.3	%	15.0	%
(b)/総数 高齢者比率	5.7	%	7.0	%	8.7	%	10.8	%	12.9	%	14.9	%

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
総 数	91,850	△ 3.4	88,552	△ 3.6	84,947	△ 4.1	80,248	△ 5.5	74,932	△ 6.6	69,906	△ 6.7
0歳～14歳	17,410	△ 10.4	14,282	△ 18.0	11,466	△ 19.7	9,576	△ 16.5	8,427	△ 12.0	7,255	△ 13.9
15歳～64歳	57,814	△ 5.9	54,036	△ 6.5	50,099	△ 7.3	45,866	△ 8.4	42,079	△ 8.3	36,888	△ 12.3
うち15歳～ 29歳(a)	12,433	△ 13.0	12,445	0.1	12,944	4.0	11,351	△ 12.3	8,942	△ 21.2	7,191	△ 19.6
65歳以上 (b)	16,624	17.2	20,234	21.7	23,382	15.6	24,804	6.1	24,383	△ 1.7	25,064	2.8
(a)/総数 若年者比率	13.5	%	14.1	%	15.2	%	14.1	%	11.9	%	10.5	%
(b)/総数 高齢者比率	18.1	%	22.8	%	27.5	%	30.9	%	32.6	%	36.2	%

表 1－2（２）近年の世帯数の推移（国勢調査）

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	23,415	23,262	23,563	23,864	23,738	23,407	23,133
増減率	—	△ 0.65	1.29	1.28	△ 0.53	△ 1.39	△ 1.18

表 1－2（３）人口の見通し（第２次栗原市総合計画基本構想）

	人 口				人 口 割 合		
	総人口	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
H27	69,906	7,255	36,888	25,064	10.5%	53.3%	36.2%
R2	64,608	6,551	32,594	25,463	10.1%	50.4%	39.4%
R8	59,122	6,249	28,425	24,448	10.6%	48.1%	41.4%

1－2－2 産業

a 産業構造及び各産業の現況

昭和３５年以降の就業人口比率をみると、第一次産業は大きく減少し、第三次産業が増加している。就業人口構成（平成２７年度）は、第一次産業 14.7%、第二次産業 28.0%、第三次産業 57.2%である。

経済活動別総生産の構成については、就業人口と同様な構成になっており、平成３０年度における市の総生産額に占める割合で最も大きいのは、第三次産業の 61.5%、次に第二次産業の 32.6%、第一次産業では 5.8%である。

第一次産業では、先行きの見えない米価、米政策の大転換、担い手不足や高齢化の課題等、

資料：平成３０年度市町村民経済計算

厳しい状況が続いている。第二次産業においても、景気低迷により事業所数及び従業者数は減少傾向にある。第三次産業については、既存商店街の衰退や平成20年岩手・宮城内陸地震、さらには東日本大震災、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の低迷などにより観光産業に大きな影響を受けた。

b 今後の動向

これまでの第一次産業を中心とする地域から大きく変貌する可能性は少ないと考えられるが、第一次産業での就業人口の減少や広い農地の有効利用などの課題解決のためには、特色ある振興策を農業団体との連携のもとに広げていくなど、新たな振興策が期待される。

また、第二次産業・第三次産業においても全域的な土地利用計画の中で、これまで蓄積されてきたノウハウを生かしながら、既存の商店街や企業の育成とともに、創業や起業の促進、工場の増設や新規の企業立地の促進などの振興策が期待される。観光については、豊かな自然資源や歴史的文化遺産、近代化産業遺産などと、日本ジオパーク認定を受けた「栗駒山麓ジオパーク」のジオサイトを結び付けた観光ルートの構築はもとより、地域の身近な資源に光をあてた「くりはら田園観光都市」の実現を目指すなど、新たな観光振興策が期待される。

表 1－2（４）産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 54,404		人 50,108	% △ 7.9	人 58,130	% 16.0	人 50,261	% △ 13.5	人 49,477	% △ 1.6
第一次産業 就業人口比率	% 62.1		% 59.0	—	% 52.3	—	% 43.2	—	% 31.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 12.2		% 12.6	—	% 20.0	—	% 23.1	—	% 30.0	—
第三次産業 就業人口比率	% 25.7		% 28.4	—	% 27.7	—	% 33.7	—	% 38.4	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 49,577	% 0.2	人 47,865	% △ 3.5	人 45,140	% △ 5.7	人 42,241	% △ 6.4	人 39,323	% △ 6.4
第一次産業 就業人口比率	% 30.7	—	% 25.1	—	% 20.9	—	% 17.1	—	% 17.8	—
第二次産業 就業人口比率	% 31.8	—	% 35.5	—	% 35.3	—	% 35.3	—	% 29.9	—
第三次産業 就業人口比率	% 37.5	—	% 39.4	—	% 43.8	—	% 47.6	—	% 52.3	—

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 34,090	% △ 11.9	人 32,803	% △ 3.8
第一次産業 就業人口比率	% 15.2	—	% 14.7	—
第二次産業 就業人口比率	% 28.5	—	% 28.0	—
第三次産業 就業人口比率	% 56.3	—	% 57.2	—

表 1－2（５）産業別就業人口（平成 2 7 年国勢調査）

区 分	栗原市		宮城県	
	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)
第一次産業	4,834	14.7	47,017	4.5
第二次産業	9,195	28.0	246,510	23.4
第三次産業	18,774	57.2	760,125	72.1

1－3 行財政の状況

1－3－1 行財政の現況と動向

a 行政

地方公共団体においては、人口の減少、少子高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に適切に対応することが一層求められている。

しかしながら、合併算定替えの終了による普通交付税の交付額の減少により、財政状況が厳しさを増す一方で、少子高齢化を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれる。

このような状況下においても、質の高い公共サービスを引き続き提供するためには、効率的な組織再編や行政運営の見直しなど、より一層、行政改革等に取り組む必要がある。

b 財政

令和元年度の歳入額は、約 460 億円で、そのうち依存財源が約 321 億円（69.7%）、うち地方交付税が 40.9%、国庫支出金が 7.2%、県支出金が 7.3%、地方債が 9.9%などとなっており、依存財源の占める割合が非常に高い。それに対し自主財源が約 140 億円（30.3%）、うち地方税が 15.9%などとなっており自主財源は極めて少ない財政構造となっている。

また、令和元年度の歳出決算額は約 441 億円で、そのうち義務的経費が約 183 億円（41.5%）、投資的経費が約 65 億円（14.7%）となっており、財政構造の硬直化が進行している状況にある。

令和元年度の財政力指数は 0.31 であるが、大きな柱である市税の伸びは依然として期待することはできず自主財源の大きな伸びが見込めない中で、財政力指数が低下する可能性がある。

地方交付税交付額が合併算定替えの終了により縮小されたことや、景気の低迷による市税の増収も見込めない中で、多様で高度化した市民ニーズに応えるべく、組織の効率化による経費の削減や事務事業の見直し、合併特例債等、交付税措置の有利な起債の活用を図りながら、第 2 次栗原市総合計画に基づき、緊急性、効果を考慮した事業・施策の推進を図るとともに、健全な財政運営を確立する必要がある。

表 1－3（１）市町村財政の状況

（単位：千円）

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	46,667,298	48,843,422	46,017,875
一般財源	29,190,305	29,667,099	28,122,069
国庫支出金	6,516,977	3,966,273	3,318,730
都道府県支出金	2,596,582	3,234,288	3,375,597
地方債	4,415,200	7,166,100	4,563,200
うち過疎対策事業債	865,200	1,177,100	1,089,900
その他	3,948,234	4,809,662	6,638,279
歳出総額 B	44,424,044	46,449,079	44,085,479
義務的経費	18,569,693	17,441,143	18,302,918
投資的経費	8,873,308	10,680,536	6,473,647
うち普通建設事業	7,999,625	10,026,711	5,726,440
その他	16,981,043	18,327,400	19,308,914
過疎対策事業費	9,877,455	17,977,166	11,948,437
歳入歳出差引額 C(A－B)	2,243,254	2,394,343	1,932,396
翌年度へ繰り越すべき財源 D	1,052,003	1,425,124	321,243
実質収支 C－D	1,191,251	969,219	1,611,153
財政力指数	0.32	0.33	0.31
公債費負担比率	16.0	14.2	16.0
実質公債費比率	14.6	9.6	9.1
起債制限比率	－	－	－
経常収支比率	81.0	85.9	96.7
将来負担比率	124.1	61.5	58.0
地方債現在高	44,207,960	46,879,582	47,131,316

（注）上記区分については、地方財政状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。また、過疎対策事業は、過疎地域自立促進計画の事業実績による。

ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づく数値を使用する。

1－3－2 主要公共施設等の整備状況

本市の主要公共施設については、計画的に順次整備が進められているが、市道などの整備状況は改良率、舗装率とも、充分とは言えず、農道、林道の整備を含めて、安全な交通確保、産業の振興・利便性の確保が重要であり、また、今後ますます重視されるべき観光産業の振興からも、交通体系の整備は地域間格差の解消にもつながり、広域交流を視野に入れた効率的な交通ネットワークの整備が必要である。

生活環境施設についても、順次整備が進められているが、近年の生活様式の多様化や若者が定住する快適な環境づくりに応じた整備が必要である。

教育・児童福祉施設では幼稚園、小・中学校が地域全体で整備されているが、児童生徒数の

減少により学校規模の適正化を推進している。保育所も再編対策を講じながら、延長保育や一時保育・病後児保育などの多様なサービスの提供に努めるとともに、子育て支援センターなど保育環境整備の向上を図っている。

老人福祉施設では、デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、グループホーム、ケアハウスがあり、地域全体としては体制が整っているといえる。しかし、市民の高齢化が進む中で、特別養護老人ホームの入所待機者が多いことから、今後の課題解決が必要である。

公的医療施設は、病院、診療所があり医療サービスを提供できる体制が整っている。

また、比較的同じような公共施設があることから、栗原市公共施設等総合管理計画及びその個別施設計画である栗原市公共施設最適化計画に基づき、効果的・効率的な公共施設等の整備及び管理運営に努めることが必要である。

表 1－3（2）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市道					
改良率(%)	39.5	55.6	65.7	70.8	72.6
舗装率(%)	39.0	57.6	69.8	75.0	76.6
農道延長(m)	—	—	—	—	1,260,674
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	76.7	66.8	74.5	75.7	—
林道延長(m)	—	—	—	—	147,953
林野 1ha 当たり林道延長(m)	7.3	9.5	10.3	5.1	—
水道普及率(%)	73.8	81.2	92.6	95.0	96.6
水洗化率(%)	—	—	17.8	69.1	79.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	18.4	16.6	9.8	6.5	7.5

(注) 1 「水洗化率」については、昭和 45 年度末から平成 2 年度末まで算定不能。

2 上記区分のうち「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

1-4 持続的発展の基本方針

これまで、過疎地域対策緊急措置法などの関連法律により、様々な過疎対策が講じられてきた結果、生活基盤としての道路や公共施設等の整備については一応の成果を上げてきた。

しかし、若年層の流出、少子高齢化の進行、地域産業及び地域社会の担い手不足等、依然として地域活力の低下を招いている。

本市においては、首都圏との格差是正を第一義とする施策だけでなく、国土を保全しながら、自然や文化面における地域固有の特性を生かして都市住民と交流することにより、美しさ、豊かさ、自立性等を育みながら、持続可能な地域社会の形成を図る。

また、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上により、住みよいまち、将来を担う若者が魅力を感じるまちづくりを目指す。

1-4-1 栗原市の将来像

これからの本市において、恵まれた自然環境を生かし、国際的視野と情報を携えた、人間社会が築くべき環境と共生する理想的な生活空間を創造するために、市政運営の理念として「**市民が創る くらしたい栗原**」を掲げ、栗原市の将来像を次のとおりとする。

- I 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまち
- II 子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまち
- III 健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまち
- IV 地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまち
- V 市民がまちづくりを楽しめるまち

1-4-2 栗原市の持続的発展のための基本目標

5つの将来像の実現のため、次のとおり基本目標を示す。

将来像Ⅰ「恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまち」を創るために、美しい景観を守り、豊かな自然と共生した多様な暮らしを満喫できる生活環境の形成と豊かな心と文化を育み、生涯を通じて学べるまちづくりを目指すとともに、安全・安心なまちづくりを推進する。

将来像Ⅱ「子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまち」を創るために、結婚・出産・子育てが安心してできる環境を目指すとともに、次代を担うたくましい子どもの育成と、人となりが支え合い、互いに高め合う子どもを育てる環境づくりを推進する。

将来像Ⅲ「健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまち」を創るために、誰もが健康で安心して暮らせる環境づくりと、高齢者が生きがいを持ち互いに支え合うまちを目指すとともに、市民が安心して暮らせるための地域医療を守る。

将来像Ⅳ「地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまち」を創るために、持続可能な農林業の育成と栗原ブランドの確立に取り組むとともに、産業育成と企業誘致による産業拠点の形成や地域資源を生かした広域観光戦略を構築し、栗原市を発信する。

将来像Ⅴ「市民がまちづくりを楽しめるまち」を創るために、小さなコミュニティを大切にした地域づくりを推進し、市民が自ら行うまちづくり活動を支援するとともに、市民満足度を重視した効率的な行政サービスを行う。

これらの将来像のほか、放射能対策プロジェクトとして、「放射性物質による不安を解消し、安心して暮らせるまち」を創るために、福島第一原子力発電所からの放射性物質拡散による汚染被害への対策に努め、安全・安心な暮らしを守る。

また、地方創生の取り組みとして、「地域の特性を生かした産業や交流が盛んで、充実した仕事ができる魅力的なまち」、「若者の首都圏及び仙台圏への人口流出を抑制するとともに、移住したくなるまち」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえるまち」、「住民・企業・行政が協働でまちづくりを進め、安心して暮らすことができるまち」を創るため、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の理念や取り組みの方向性を踏まえて施策を推進する。

なお、本計画における施策体系・事業は、第2次栗原市総合計画と整合性が図られたものとする。

〈持続的発展のための基本目標〉

成果指標	目標値
転出者数と転入者数の差	200人以下/年
合計特殊出生率	1.70

(注) 「成果指標」及び「目標値」は第2次栗原市総合計画後期基本計画（令和8年度末）の設定値を表示している。以下、「2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」についても同じである。

1-5 公共施設等総合管理計画との整合

栗原市公共施設等総合管理計画においては、市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営を実現するため、「施設保有量の適正化」「維持管理の適正化」「施設運営の適正化」の3つの基本方針を設定し、各種取り組みを推進している。

本計画における事業を推進するにあたっては、栗原市公共施設等総合管理計画及びその個別施設計画である栗原市公共施設最適化計画との整合を図り、類似施設の整理統合を行うなど、将来負担の軽減と安全で持続的な市民サービスを提供していくため、効果的かつ効率的な公共施設等の整備及び管理運営に努める。

1-6 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年度、有識者会議などにおいて達成状況を報告し、意見を得るとともに、P(plan) D(do) C(check) A(action)サイクルの手法により、継続的に取り組みを行う。

なお、施策の見直しを行う場合は、栗原市総合計画との整合性を図る。

1-7 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

2-1 現況と問題点

2-1-1 移住・定住

市の人口は毎年大きく減少し、転入者よりも転出者が多い社会減の状態が続いている。人口減少問題に取り組むうえで、社会減を食い止める対策が必要不可欠である。社会減の内容を見ると、就職就学に伴う仙台圏への転出が多いことに加え、就業等を機に近隣自治体に転出している実態がある。

また、東京都在住者の約4割が潜在的に地方への移住を希望している状況下にあるなど、首都圏から地方への移住希望者が潜在的に数多く存在することから、移住支援制度を充実させ、効果的な情報発信を積極的に行う必要がある。

2-1-2 地域間交流

本市は、合併によってそれぞれ特色を持った地域がひとつとなったことから、地域の資源を活用した友好姉妹都市との交流や、本市出身者で構成する各「在京ふるさと会」などとの交流を実施してきた。

その他、複数の地域間交流事業が実施されているが、今後も民間レベルでの交流を盛んにするなど、地域の持続的発展につながる連携方策を検討・実施していく必要がある。

2-2 その対策

2-2-1 移住・定住の促進

首都圏在住者の生活意識・行動変容を踏まえつつ、若者世代や移住検討者のニーズを捉えた移住支援制度の整備を進めつつ、地域産業における雇用創出に加え、テレワークなどの導入により、働く場所を問わない新しい働き方を希望する移住検討者に対して住環境等に関する情報発信を積極的に展開する。

また、潜在的な地方移住希望者や、特定の地方・地域と何らかの関わりを求める大都市在住者とのワンストップ窓口を整備し、移住の推進と関係人口の拡大を進める。

2-2-2 地域間交流の促進

現在の地域間交流は、友好姉妹都市や在京ふるさと会との交流を主として行っているが、観光や新しい分野の研究成果なども含め、各々の分野における新たな地域の取り組みや魅力を創出するための事業を推進し、地域力の向上と交流機会の積極的な確保に努める。

〈持続的発展のための基本目標〉

成果指標	目標値
支援制度を活用して定住したIJターン世帯数	150世帯／5年

2-3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分「1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」

事業名 (施策名)	事業内容	事業 主体	備考
(1) 移住・定住			
	移住定住支援事業	市	
	交流・移住推進事業	市	
	交流・移住体験推進事業	市	
	出合いサポート事業	市	
	移住・就業対策支援事業	市	
(2) 地域間交流			
	あきる野市友好親善交流事業	市	
	ルート398交流促進事業	市	
	台湾との国際交流事業	市	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
地域間交流	国内・国際交流事業	市	

(注) 事業名(施策名)の区分及び()の番号は、令和3年4月1日付け総務省自治行政局過疎対策室通知による。以下、「3-3 計画」以降についても同じである。

3 産業の振興

3-1 現況と問題点

3-1-1 農林水産業

本市の農業は、水稻を基幹作物とした農業生産構造であり、担い手不足や米価の下落により厳しい農業情勢であるが、新たな農業政策の下に耕作放棄地を解消し、自給率向上に向けた取り組みが必要である。

このような情勢の中で農業振興を図っていくため、水稻を中心に畜産、野菜・花き等を組み合わせた複合経営の確立を目指し、機械、施設等の導入を検討しながら、より合理的な栽培技術の普及をさらに推進し、生産性の高い活力ある農家を育成することが重要である。

特に、畜産については、中山間地域を中心に飼育されている繁殖肉用牛の優良牛の保留・導入が進められるとともに、平坦地で多く飼育されている肥育牛のブランド確立に向けた取り組みが行われている。

また、野菜・花きについては、食の安全に対して消費者の不安が高まり、より安全性の高い国産農産物を求める動きが強くなっていることから、大型園芸施設や転作田を利用し、地域の特性を生かした振興作物の生産に取り組むなど、新たな活動の展開も見られる。

林業については、本市の西部に栗駒山を有し、山麓周辺地域に山林地帯が広がっており、その面積は、28,746ha^dである。近年の外材輸入による木材価格の低迷、就労者の減少や高齢化、後継者不足など、林業は依然として厳しい状況下にある。今後増量が見込まれる間伐材の生産体制や、しいたけ・なめこ等特用林産物の生産基盤整備を促進するとともに、経営の合理化及

^d 資料：令和2年度 固定資産の価格等の概要調書

び品質の向上等を積極的に行い、広い販路を開拓していくことが必要である。

水産業については、内水面漁業の生産のみならず、遊漁などレクリエーションの場として多面的に活用されているが、山間部におけるイワナ養殖の清流確保や伊豆沼・内沼にみられるブラックバス・ブルーギル等外来魚の繁殖による漁業被害、釣り人口の増加に伴う遊漁者のモラル低下、漁業関係者の高齢化、後継者不足など、内水面を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっている。漁業組合等漁業関連団体と連携し、漁場環境の保全に配慮するとともに、所得拡大に向けた内水面漁業への活性化の支援が必要である。

本市の農林水産業の振興には、高速交通網が整備されているという地理的な好条件を考慮し、消費者ニーズに即応した作物などを導入すること、さらに、限られた農地と労働力で生産性を最大限まで引き出すことが必要である。そのためには、効果的かつ安定的な農業経営への発展を図る目的で組織された集落営農組合の役割は大きく、法人化へ向けた取り組みの中で集落内における将来への目的と方向性を持った合意形成が必要となる。

また、近年は消費者の食料に対する安全志向が極めて高くなっており、産地や生産者の顔が見え、かつ安全な生産物を提供するブランドイメージが極めて重要になると考える。そのため、栗原ブランドの確立に向け、認知度の向上、信頼の確保、地域イメージの向上等の取り組みに対する支援や、積極的な経営を行う農林水産事業者に対する生産規模の拡大、技術や流通、経営の改善などの支援を図っていかなければならない。

3-1-2 工業・企業誘致

これまで取り組んできた、既存企業の経営安定化や企業誘致等の施策によって、市内への新たな企業の進出と中小企業を中心とした既存企業による受注拡大、事業所の拡張・増設も促進され、雇用の場の創出にもつながっている。

人口減少、少子高齢化が進む中、地域経済の活性化、若者の定着、所得の向上などが地域の振興にとって重要であり、恵まれた高速交通体系を生かし、国際競争力を備えた魅力ある企業の誘致や育成を、さらに積極的に進める必要がある。

なお、本市には高度技術・独自技術を有する既存企業があることから、発展可能性の高い産業分野の育成も視野に入れた地域産業の発展も必要と考えられる。

また、自動車関連産業や高度電子機械産業、食品関連産業をはじめとした促進地域として、これまで産・学・官の連携による地域産業の活性化や企業誘致に取り組んでおり、恵まれた立地環境の積極的な情報発信を展開し、既存工場の増設をはじめ、新規の企業立地に取り組んでいくことが重要である。

3-1-3 商業

既存の商店街は、地域密着型として古くから地元の人々に親しまれてきたが、規模の小さい零細経営の店舗が多く、消費者ニーズの多様化やライフスタイルの変化への対応の遅れ、大型店の進出、ロードサイド店舗^e、さらには後継者不足という内的要因なども加わり、非常に厳しい環境に置かれている。

また、市内に大規模小売店が進出していることから市全域の商業の活性化が図られる対策が

^e 郊外の幹線道路沿いに立地する駐車場を併設した形態の店舗のこと

必要と考えられる。

さらに、地域の身近な商店街の衰退は、交通手段を持たない高齢者にとって食料品等の買い物をはじめ、日常生活に与える影響は非常に大きくなっている。

今後は、一層高まる消費者ニーズの変化や消費活動の広域化に対応するため、商店街の環境整備、経営の近代化・合理化、情報化への対応、観光との連携を図るなど、活気ある商店街づくりを進める必要がある。

3-1-4 観光

本市は、栗駒国定公園の栗駒山をはじめ、ラムサール条約湿地の伊豆沼・内沼など全国的に誇れる観光資源を有している。しかし、平成20年岩手・宮城内陸地震で栗駒山周辺の道路や宿泊施設などが甚大な被害を受けたほか、平成23年に発生した東日本大震災の影響により、観光客入込数は約77万人に激減した。

観光客数を震災前の水準まで回復させるため、市ではテレビコマーシャル、ラジオ、新聞などによる観光情報発信事業、日本ジオパークの認定を受けた栗駒山麓ジオパークの取り組み等、様々な観光客誘客施策を行った結果、平成28年では、目標として掲げていた「観光客誘客200万人」を達成するに至った。

今後も近年における観光形態や旅のニーズの変化を的確に捉え、観光資源の発掘と広域的な観光ルートの構築が必要である。

また、国内観光客の旅行目的の多様化、訪日外国人の増加等により、大きく変化している旅行者マーケットに柔軟かつ的確に対応することが重要となっており、市内の宿泊施設や産直施設などの観光事業者と交通事業者や飲食店などの観光関係者並びに地域住民が連携・協力しながら、栗原版DMO^fを形成・確立していくことが求められている。

表 3-1 観光客入込数

単位：千人

区 分	平成 17 年	平成 19 年	平成 21 年	平成 23 年	平成 25 年	平成 28 年	令和元年
栗原市	1,554	1,911	879	770	1,325	2,007	1,900
県全体	54,408	57,877	61,203	43,158	55,691	60,838	67,961

宮城県観光統計概要より

3-2 その対策

3-2-1 農林水産業の振興

地域の基幹産業である水田農業をはじめ、畜産や園芸、林業、漁業などの農林水産業の振興、商工業や観光との一体化により地域経済の活性化を目指す。

そのため、市民と行政・産業界が一体となった取り組みによる産業基盤や情報通信網の整備促進を行いながら、高速交通網の優位性を生かした産業の振興を図る。

また、安全で安心できる高品質の農林水産物や加工品のブランド化に向けた取り組みを支援し、消費者から信頼され、支持される栗原ブランドの確立を推進するとともに、安定的かつ大量に出荷できる産地体制を整備し、大消費地の卸売市場などに対応した有利な販売を進める。

さらに、県内外市場への出荷促進をはじめ、流通形態の改善や直売施設、地産地消など地域

^f Destination Management/Marketing Organization の略。地域が主体となっていく観光地域づくりの推進主体

内流通の推進を図る。

多様な分野への対応を図るための産・学・官の連携強化、生産から流通・販売までの一貫した生産体制を考慮した地域産業形成を推進し、生産力・販売力の強化を行い、地域特性を生かした新産業の創出を目指す。

また、農地・農業用施設等の資源の適切な保全管理に係る地域ぐるみの活動を支援する。

3-2-2 工業の振興・企業誘致

地域経済を支えている中小企業に対する支援策の充実を図るとともに、技術力・生産性向上や人材確保・育成など、企業が直面する課題などへの取り組みを支援する制度の充実を図る。

また、企業ニーズに対応できる市内未利用地や施設の活用を促進するとともに、自動車関連産業や高度電子機械産業、食品関連産業をはじめとした多種多様な業種の誘致を推進するため、今後も引き続き、企業にとって魅力ある支援策をPRするとともに、新たな工業団地等の検討を行いながら、さらなる企業誘致実現に向けて取り組み、高速交通網の優位性を生かした産業の振興を図る。

3-2-3 商業の振興

地域の特色を生かした個性豊かな商店街づくりや、空き店舗の有効活用などを図るため、創業・起業の支援を行い既存商店街の活性化を推進する。

また、高齢化と後継者不足については、中小企業・小規模事業者の経営権の引継や後継者教育など専門家を含めて事業継承へ取り組むとともに、地域社会との関わり合いを強めていくような商店街づくりを、商工会や青年会議所など関連団体との連携協力により推進する。

3-2-4 観光の振興

栗駒山、伊豆沼・内沼などの豊かな自然資源や旧奥州街道など歴史的文化遺産、細倉鉱山関連施設の近代化産業遺産などと、日本ジオパーク認定を受けた「栗駒山麓ジオパーク」のジオサイトを結び付けた観光ルートの構築はもとより、身近にある地域資源に光をあてた「くりはら田園観光都市」の実現を目指すため、観光資源の発掘、観光産業づくりへの調査研究、広域的交流や情報発信を図る。

また、国道 398 号、国道 457 号を利用した東西交流を実現するための広域的な観光ルートの構築を図り、さらには観光物産協会やまつり・イベント実行委員会などと連携を深め、栗原の魅力を市内外に広く情報発信し集客に努め、地域の活性化を図る。

〈持続的発展のための基本目標〉

成果指標	目標値
水田の面的整備率(ほ場整備)	69%
繁殖素牛の頭数	4,500頭
新たな誘致企業件数	5社/5年
空き店舗等を活用した新規出店数	35件/5年
栗駒山麓ジオパークビジターセンター入館者数	30,000人/年

3-3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分「2 産業の振興」

事業名 (施策名)	事業内容	事業 主体	備考
(1) 基盤整備			
農業	県営ほ場整備事業	県	
	土地改良関連等負担金・補助金	市	
	多面的機能支払交付金事業	市	
	農業用施設管理事業	市	
	農業経営効率化のための用排水路整備	市	
	用排水施設等整備事業	県	
	水利施設等保全高度化支援事業（一般型）	市	
	農産物生産流通対策事業	市	
	農業振興事業	市	
	くりはら和牛の郷づくり支援強化事業	市	
	中山間地域等直接支払交付金事業	市	
	国営かんがい排水事業（施設整備）	国・県	
	農業用河川工作物等応急対策事業	県	
	水利施設整備事業	県・市	
林業	栗原の森林づくり推進事業	市	
	公有林整備事業	市	
	森林病虫害防除事業	市	
	栗原の美しい森林（もり）再生事業	市	
	森林整備地域活動支援交付金事業	市	
(3) 経営近代化施設			
農業	園芸振興品目導入事業	市	
	園芸用ハウス整備支援事業	市	
	園芸特産重点強化整備事業	市	
(4) 地場産業の振興			
	6次産業推進事業	市	
(5) 企業誘致			
	企業立地の促進	市	
(6) 起業の促進			
	ビジネスチャレンジサポート事業	市	
(7) 商業			
その他	商工会支援事業	市	
	中小企業等事業承継支援事業	市	

	スポーツ大会応援クーポン券事業	市	
	地域通貨事業	市	
(9) 観光又はレクリエーション			
	観光関連施設整備事業	市	
	栗駒山交通渋滞対策事業	市	
	観光周遊支援事業	市	
	観光情報総合発信事業	市	
	観光案内所運営業務（観光PR推進事業）	市	
	広域観光戦略推進事業	市	
	まつり・イベント支援	市	
	アンテナショップ等での物産販売事業	市	
	観光地域づくり推進事業	市	
	栗駒山麓ジオパーク推進事業	市	
	林道花山～文字線整備事業	市	
	スポーツ・文化合宿支援事業	市	
	物産販売推進事業	市	
	物産販売機会の創出支援事業	市	
	くりはら交流プラザ空調設備等改修事業	市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
商工業・ 6次産業	栗原ブランド確立・支援事業	市	
(11) その他			
	くりはらの担い手育成事業	市	
	全国和牛能力共進会鹿児島大会対策事業	市	
	野生鳥獣対策事業	市	
	くりはらアグリビジネス支援事業	市	
	地域農業を担う営農支援事業	市	
	環境保全型農業直接支払交付金事業	市	
	ものづくり企業活性化事業	市	
	産学官連携事業	市	
	中小企業経営安定化支援事業	市	
	中小企業振興資金事業利子補給補助事業	市	
	勤労者支援（勤労者ライフローン貸付金）	市	
	小規模事業者経営改善資金融資制度 （マル経融資）利子補給補助事業	市	
	シルバー人材センター支援事業	市	
	環境保全型農業推進事業	市	
	有害鳥獣減容化処理施設整備事業	市	
	農地草刈り支援事業	市	

	栗原産仙台牛消費拡大推進事業	市	
	地域産業活性化連携事業	市	
	豚熱ワクチン接種支援事業	市	
	奨学金返還支援事業	市	
	買い物困難者支援事業	市	
	遊休農地解消対策事業	市	
	畜産スマート技術導入支援事業	市	
	産業用地適地調査事業	市	
	地域再生マネージャー事業	市	

3-4 公共施設等総合管理計画等^gとの整合性

栗原市公共施設最適化計画の類型別の方針に基づき事業の実施を行う。

(1) 産業施設

用排水機場や有機センターは、公共性が高い施設として、安全・安心にできる限り長く使用するため、適切に修繕しながら維持管理を行う。

(2) レクリエーション・観光施設

レクリエーション・観光施設のうち、民間事業者の自由な運営による施設の魅力向上のために指定管理者制度を導入している施設については、売却または譲渡の検討を行う。

指定管理者制度を導入していない施設については、サービスの向上と効率的な維持管理に向けて、指定管理者制度の導入の検討を行う。

採算がとれず、指定管理による運営が困難となってきた施設は廃止、解体する。

3-5 産業振興促進事項

3-5-1 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
栗原市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	

3-5-2 現況と問題点

3-5-2-1 製造業

人口減少、少子高齢化が進む中、地域経済の活性化、若者の定着、所得の向上などが地域の振興にとって重要であり、恵まれた高速交通体系を生かし、国際競争力を備えた魅力ある企業の誘致や育成を、さらに積極的に進める必要がある。

なお、本市には高度技術・独自技術を有する既存企業があることから、発展可能性の高い産業分野の育成も視野に入れた地域産業の発展も必要と考えられる。

^g 栗原市公共施設等総合管理計画及び栗原市公共施設最適化計画をいう（以降についても同じ）。

3-5-2-2 情報サービス業等

国際的な競争の激化や人口減少、在宅勤務やテレワークが進むなど、新たな働き方が広がる中、地理的条件の影響を受けにくいソフトウェア開発や情報ネットワークなど、高速通信網を活用した産業が地方でも開発できる環境が整いつつあることから、若者や専門人材の雇用創出、地方移転などが期待されている。

3-5-2-3 農林水産物等販売業

消費者の食料に対する安全志向は高く、産地や生産者の顔が見え、かつ安全な生産物を提供するブランドイメージが極めて重要であると考ええる。そのため、栗原ブランドの確立に向け、認知度の向上、信頼の確保、地域イメージの向上等の取り組みに対する支援や、積極的な経営を行う農林水産事業者に対する技術や流通、経営の改善などの支援を図っていかねばならない。

3-5-2-4 旅館業

旅館業を取り巻く環境は、国内観光客の旅行目的の多様化や、訪日外国人の増加、コロナウイルス感染症等により大きく変化しており、時流に乗った柔軟かつ的確迅速に対応することが重要となっている。観光事業者、観光関係団体、行政だけではなく、地域の農林漁業などが事業連携し、マーケットを意識した観光消費の増加につながる取り組みが必要である。

3-5-3 その対策

3-5-3-1 製造業

これまで、優れた立地条件を生かして整備した工業団地へ、自動車関連などの製造業を中心に企業誘致が進んできたところである。今後、新たな工業団地等の検討を行いながら、企業ニーズに迅速に対応できる市内未利用地の活用を促進するとともに、自動車関連産業や高度電子機械産業、食品関連産業をはじめとした多種多様な業種の企業誘致を推進する。

3-5-3-2 情報サービス業等

高齢化の進展と若年層の人口流出の抑制や地域経済の活性化を図るためにも、立地企業の少ない業種を誘致し、若年層を中心とした雇用の場を確保することは重要である。恵まれた高速交通体系や優れた立地条件などを積極的にPRしながら企業誘致を推進する。

3-5-3-3 農林水産物等販売業

農林水産物の確かな生産体制を基礎としつつ、特産品の開発や製造と一体的に取り組むことで、付加価値額の向上を目指す。消費者の要望を的確に把握しながら、生産者の顔が見えるブランディングを強化して、ウェブ活用等も含め、時代の変化に即した形により販路開拓や販売促進を進める。

3-5-3-4 旅館業

旅館業については、刻々と変化する旅行者の宿泊ニーズへの対応や、時流を捉えた柔軟な対応を行うため関係各団体が事業連携した観光消費の増加につながる取り組みを推進する。

3-5-4 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3-3 計画」のとおり実施するものとし、実施に当たっては周辺自治体及び関係団体等との連携に努める。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

4-1 現況と問題点

4-1-1 市道・農道・林道及び国道・県道

本市の道路網は、南北に走る東北縦貫自動車道及び国道4号を主軸とし、東西には国道398号及びみやぎ県北高速幹線道路などでその骨格を成している。市民の生活路線は、その他の県道や多くの市道が集落間及び骨格となる路線を結んでいる。さらには、隣接地域への交流を拡大してきた国道457号及び多くの主要地方道が伸びており、市民の交流を活発にしている。

これまで本市では、市民生活の向上を図るため市道の整備に努めてきており、その成果として改良率72.6%、舗装率76.6%と改善されてきている（表1-3(2) 参照）。

また、市民生活や経済活動の広域化に伴い、幹線道路の重要性はますます高まり、現在、国道4号築館バイパス等の整備が進められている。なお、みやぎ県北高速幹線道路については、令和3年度にⅢ期（佐沼工区）が供用開始した。

今後、市の都市機能・産業機能の高度化に向けて、南北の主軸である東北縦貫自動車道と東西の主軸であるみやぎ県北高速幹線道路の相互乗り入れを図るための（仮称）栗原インターチェンジの早期完成に向けた取り組みが必要となる。

さらに、観光を促進するため、年間を通じた安全確保と渋滞のないスムーズな移動が可能となるような道路網の整備が必要である。

農道については、これまでも全市的に順次改良が進められ、整備状況は格段に向上してきているが、今後も農村集落の環境改善、農業経営の合理化、生産性の向上及び農産物の流通の広範化に併せて、幹線道路や基幹流通施設等との連携に配慮しつつ整備を進める必要がある。

また、林道については、林業経営は価格の低迷などにより厳しい状況にあるが、長期的な視野に立って適正な間伐・保育等を進められるよう整備を進める必要がある。

4-1-2 地域公共交通

本市の公共交通を取り巻く環境は、人口の減少やモータリゼーションの進展に伴う利用者の減少により、公共交通を維持するために多大な費用が必要となっており、その額も年々増加している。

こうしたことから、自動車を運転しない方の最低限必要な交通手段の確保、特に高齢者や児童生徒などが利用しやすい公共交通を維持するための効率的方策について検討し、料金体系の見直しや交通空白地域を解消する公共交通の導入を行っている。

また、利用者の減少や市の財政負担が課題となっていることから、交通資源を活用した効率的な公共交通ネットワークの構築が必要となっている。

4-2 その対策

4-2-1 市道・農道・林道及び国道・県道の整備

国道、県道（主要地方道・一般県道）及び幹線道路は、東北新幹線くりこま高原駅などの高

速交通体系と接続する重要な路線であるとともに、産業の振興、若者の定住及び地域間交流を促進するものとして、現在整備中の国道4号築館バイパスとみやぎ県北高速幹線道路、(仮称)栗原インターチェンジの設置について関係機関に整備促進を要望し、早期の完成を目指す。

市道等の生活道路については、市民生活に密着した利便性が高く快適な生活道路網の整備に努めるとともに、幹線道路との協調性や都市機能の充実、さらには公共施設の整備等に即した道路網を計画的に整備するなど、総合的な交通体系の改善を図る。

なお、こうした道路網の整備に際しては、景観保全や段差の解消など、自然環境の保全やバリアフリー化に配慮し整備する。

農道については、農業経営の合理化、生産性の向上及び農産物の物流の近代化に適応した道路網を整備するとともに、農村生活環境の改善並びに集落間道路、幹線道路及び基幹流通施設等との有機的な連携に配慮した農道の整備を推進する。

また、林道は、林業の経営の効率化や森林の集約的管理にとって必要不可欠な施設であり、林業振興と山村環境の改善に大きな役割を担うものであることから、林道の改良整備を計画的に推進する。

4-2-2 地域公共交通の充実

地域活性化と市民生活等に重要な役割を持つ地域公共交通については、地域の特性や多様なニーズに応える利便性の高い公共交通体系を実現するため、乗合デマンド交通や地域を含めた交通資源の活用により、効率的で持続可能な公共交通ネットワークの構築を行っていく。

〈持続的発展のための基本目標〉

成果指標	目標値
市道整備計画路線改良率	51.0%
橋梁長寿命化修繕計画に基づく耐震改修等 補修補強橋梁数【累計】	34橋

4-3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分「4 交通施設の整備、交通手段の確保」

事業名 (施策名)	事業内容	事業 主体	備考
(1) 市道			
道路	高速交通網を構築する道路整備	市	
	地域間交流促進を図る道路整備	市	
	災害から市民の生活を守る道路整備	市	
	道路交通の安全確保事業	市	
	都市計画街路事業	市	

橋りょう	公益公共施設を接続する道路整備	市	
	市民生活安定のための道路整備	市	
	災害から市民の生活を守る道路整備（橋）	市	
	市民生活安定のための道路整備（橋）	市	
(3) 林道			
	林道維持補修事業	市	
(6) 自動車等			
	道路交通の安全確保事業（除雪車等）	市	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
公共交通	地域交通対策事業	市	
(10) その他			
	LED道路照明灯交換事業（みやぎ環境交付金）	市	
	除草機械等貸出事業	市	
	急傾斜地崩壊対策事業	市	

4-4 公共施設等総合管理計画等との整合性

栗原市公共施設最適化計画の類型別の方針に基づき事業の実施を行う。

道路、橋梁、上下水道等のインフラ資産については、市民の生活を支える生活基盤として総量の削減は現実的ではないことから、計画的かつ予防的な修繕へと転換し、長寿命化による維持更新費用の縮減を図り、持続可能な施設保有を目指す。

5 生活環境の整備

5-1 現況と問題点

5-1-1 上下水道

水道については、少子高齢化に伴う大幅な人口減少による水需要の減少、これに伴う水道料金の減収、多くの水道施設の更新や耐震化による費用の増大など、様々な課題を抱えており、実効性のある方策の実施により、「安全」で「強靱」な水道を構築していくとともに、アセットマネジメントの長期的視点を踏まえ、水道サービスの「持続」を図る必要がある。

下水道については、豊かな自然環境の保全及び快適な生活環境を守るため、生活排水を適切に処理し、河川等の水質汚濁の防止に努めることが重要である。

5-1-2 ごみ処理及びし尿処理施設等

ごみ処理及びし尿処理については、常に衛生的で快適な社会生活を営むことができるよう適切な管理運営が求められている。

一般廃棄物処理施設の整備については、稼働から20年以上が経過し、施設の老朽化が懸念されていることから、安全・安心な廃棄物処理と地域環境の保全等に配慮し、環境負荷の低減に向けた計画的かつ効率的な整備を図ることが必要である。

また、循環型社会を実現するためには、ごみの不適正処理の防止や環境への負荷の低減に配慮しながら、不要なものは買わない（リフューズ）、ごみの排出を抑制（リデュース）、再利用

(リユース)、修理して使う(リペア)、再資源化(リサイクル)からなる5Rを推進し、それでもなお排出される廃棄物については、適正な処分を行っていく社会づくりが必要である。

5-1-3 住環境

本市の住環境は、東部の平野部から西部の山間部まで多様性があり、豊かな自然環境の保全と快適な住環境の基盤整備を進めるとともに災害に強いまちづくりを行うため、これらの施策を一体的・全域的に推進し、地域づくりを進める必要がある。

また、人口減少と高齢化の急速な進展や、本市の高速交通体系が大きく変化する中で、新たな人やモノの流れをつくり、若者定住を促進するためには、市の「へそ」となる都市機能が集積された地域を整備する必要がある。

なお、市営住宅は耐用年数を経過した住宅もあり、今後も引き続き住宅ニーズを踏まえた整備を図ることが必要である。

5-1-4 消防・防災

地震や河川の氾濫等の自然災害、火災や事故等の各種災害に素早く対応するため、適切な初動態勢を確立するとともに、これらの被害を未然に防止するための消防防災体制の整備を推進することが求められている。

特に、平成20年6月14日発災の「平成20年岩手・宮城内陸地震」、平成23年3月11日発災の「東日本大震災」、平成27年9月11日発災の「平成27年9月関東・東北豪雨」の経験を踏まえ、各地域の防災拠点の整備や風水害に対応する資機材の配備及び災害時の情報伝達手段の確立を進めている。

消防団においては、社会環境の変化等から、消防団員数の減少や消防団員の高年齢・サラリーマン化等の様々な問題が見られ、地域防災力の低下が懸念されている。

また、災害による被害の予防・軽減を図るために、既存の消防・防災組織体制の充実強化に加え自主防災組織の育成を進め、これらの連携による各種訓練を通じ市民の防災意識の高揚・啓発を推進することが急務である。

5-2 その対策

5-2-1 上下水道の整備

豊かな自然からもたらされるきれいな水は、市民の健康と生活を支える源であり、大切な水源の環境を保全しなければならない。

水道については、「水道施設統廃合整備事業」により、事業全体のダウンサイジングを最優先課題として位置づけ、将来における水道施設の更新費用及び維持管理費用の恒久的な削減を進めるとともに、今後も更なる浄水場等の統廃合の検討を促進させ、アセットマネジメントを踏まえた水道施設の管理・運営を行い、事業経営の安定化を図る。

また、管路の更新(耐震化)については、「老朽管更新事業」などにより、計画的に更新事業を進める。特に強度や耐震性に関して問題がある石綿セメント管を含む老朽管については、国の補助事業等を活用し、これまで以上に更新のスピードアップを図り、早期の耐震化に努める。

下水道事業については、快適な生活環境を実現するため、公共水域の水質確保や生活雑排水・事業所排水等の汚水処理を行う下水道事業の普及促進に努める。

整備にあたっては、地理的状況や経済性・実現性を勘案し、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置等について、整備を進める。

5-2-2 ごみ処理及びし尿処理施設等の整備

一般廃棄物処理施設であるごみ処理及びし尿処理施設や火葬場の管理運営については、環境保全に万全を期すため衛生的かつ適正に実施するとともに、一般廃棄物処理施設については、整備構想を策定し計画的な整備を進める。

また、環境問題は市民の意識が重要であることから、社会全体での省エネルギーやリサイクル、ごみの減量化などについて市民への意識啓発を目的とした環境教育を推進する。

5-2-3 住環境の整備

本市の豊かな自然環境を生かし、地域特性に配慮した望ましい住環境の形成と誰もが「住んでみたい」と思うまちづくりを目指すため、快適でゆとりのある生活環境の創造に努め、安全で安心できる快適な利便性の高い生活環境の整備を促進する。

特に、高速交通網の結節点となる、くりこま高原駅周辺から築館宮野地区までの地域を本市における「中核機能地域」と位置付け、新たな交流や賑わいの拠点として整備を進める。

また、住環境における交通安全対策の推進のため、歩行者・自転車専用道の設置や子ども・高齢者などに配慮したやさしい歩道空間づくりに努める。

5-2-4 消防・防災体制の整備

市民の生命と財産を守り、災害等に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを行うため、自助・共助・公助のそれぞれの役割を明確にし、それらが互いに連携し協働できる体制づくりの推進を図り、防災対策の推進、防災拠点の整備、消防・防災体制の充実、交通安全対策、防犯対策の強化に努める。

消防本部においては、多種多様化する災害に迅速かつ的確に対応すべく消防車両等の充実を図り、高規格救急自動車の整備や救急救命士の養成など救急体制を充実させ、消防・救急機能の効率的運用と機能強化に努める。

消防団においては、各地域の実情に応じた消防団員数を確保するため入団を促進し、消防団活動への市民理解の促進に努める。

また、消防団の活性化に資するため組織の適正化、訓練の充実及び消防団員の活動環境の整備等を図る。

さらに、消防車両や防火水槽等の消防施設の整備及び風水害や山間部での災害等に対応する資機材を配備するとともに、消防本部との協力体制の強化に努め、広域的連携のもとに消防・防災体制の充実・強化を図る。

〈持続的発展のための基本目標〉

成果指標	目標値
一人あたりのごみ排出量	748g/日
防災指導員が複数いる自主防災組織率	100%

5-3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分「5 生活環境の整備」

事業名 (施策名)	事業内容	事業 主体	備考
(1) 水道施設			
上水道	老朽管更新事業	市	
	配水管布設及び布設替事業	市	
その他	水道施設統廃合整備事業	市	
	水道経営管理事業	市	
	飲料用水浄化施設等設置助成事業	市	
(2) 下水処理施設			
公共下水道	公共下水道事業	市	
その他	浄化槽整備推進事業	市	
(3) 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設	一般廃棄物処理施設整備事業	市	
(5) 消防施設			
	消防車両整備事業	市	
	消防設備等整備事業	市	
	消防団施設・設備等整備事業	市	
	高規格救急自動車整備事業	市	
(6) 公営住宅			
	市営住宅建設事業	市	
	公営住宅等ストック総合改善事業	市	
(8) その他			
	志波姫総合支所車庫倉庫改築事業	市	
	自主防災組織活動支援事業	市	
	栗原市防災の日 栗原市総合防災訓練	市	
	災害時の燃料備蓄	市	
	防災マップ作成支援事業	市	
	防災行政無線機器更新事業	市	
	交通安全施設整備事業	市	

	防犯灯整備事業	市	
	ごみ分別推進事業	市	
	災害用備蓄食料等の整備	市	
	建築物震災対策事業	市	
	空家総合対策事業	市	
	救急救命士養成事業	市	
	水洗化促進向上事業	市	
	中核機能地域（くりこま高原駅周辺）整備事業	市	
	防災行政無線の拡充	市	
	通信指令センター指令装置更新事業	市	
	公共施設最適化推進事業	市	
	私道整備助成事業	市	
	スマートフォン購入費用の助成	市	
	定住促進宅地分譲地整備事業	市	
	（仮称）高清水城址公園整備事業	市	

5-4 公共施設等総合管理計画等との整合性

栗原市公共施設最適化計画の類型別の方針に基づき事業の実施を行う。

（1）インフラ資産

道路、橋梁、上下水道等のインフラ資産については、市民の生活を支える生活基盤として総量の削減は現実的ではないことから、計画的かつ予防的な修繕へと転換し、長寿命化による維持更新費用の縮減を図り、持続可能な施設保有を目指す。

（2）供給処理施設（クリーンセンター、最終処分場、衛生センター）

供給処理施設は、公共性が高い施設として、既存施設の延命化を図り稼働する。

なお、供給施設の更新を含めた施設整備のあり方について、検討を行う。

（3）消防施設

消防施設は、公共性が高い施設として、安全・安心にできる限り長く使用するため、適切に修繕しながら維持管理を行う。

ただし、消防団施設は、組織改編の状況を踏まえながら統廃合の検討を行う。

（4）公営住宅等

公営住宅等は、長寿命化計画に基づき、継続利用、建替え、用途廃止等の実施方針及び予防保全型の維持管理を推進する。

建替えの場合は、住宅管理戸数の縮減など集約化を図りながら、適正な設備・規模で建替えを行う。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

6-1 現況と問題点

6-1-1 子育て環境の確保

全国的な少子化の進行を踏まえ、少子化の流れを変えるための対策が必要とされているなか

で、核家族化の進行や女性の就労の拡大により、子育て世代が安心して子供を産み育て、子育てと仕事を両立することができるよう地域の子育て支援サービス等児童福祉の更なる充実が求められている。

乳幼児を抱える家庭においては、地域子育て支援センター事業の利用や保育所の延長保育・一時保育・病後児保育など保育サービスが受けられる環境整備が必要とされているとともに、幼稚園児や小学生を抱える家庭においては、降園後の預かり保育や放課後学童保育などのサービスが受けられる環境整備の充実が求められている。

6-1-2 高齢者・障害者福祉

本市の平成27年国勢調査における高齢者比率は36.2%で市民の3人に1人以上が高齢者という現状となっており、県平均25.7%を大きく上回り急速に高齢化が進行している。

これは、医療技術の進歩等による平均寿命の伸び、若者の流出及び少子化によるものと推察され、今後もさらに上昇傾向が続くものと予想されるとともに、核家族化の進行等によって、高齢者世帯や、ひとり暮らし高齢者の増加が懸念されている。

高齢者の増加に伴い要介護認定者の増加も予想されることから、要介護状態に陥らないよう身近な地域での介護予防事業の拡充を図るとともに、高齢者が疾病を抱えても、住み慣れた地域で安定して暮らし続けることができる地域共生社会を目指して、医療、介護、予防、住まいの生活支援を一体的に提供する、地域包括ケアシステムを構築していく必要がある。

また、障害のある人が、自分らしく意義のある生活を送れるようノーマライゼーション^hの理念に基づき、自立と社会参加を一層推進する必要がある。

栗原市障害福祉計画に沿って、障害のあるなしに関わらず住み慣れた地域で安心して充実した生活を送れるよう福祉サービスの充実と障害者に対する理解や差別解消を推進し、障害者のライフステージに沿ったサポート体制の整備をさらに進めていくことが求められている。

表 6-1 高齢者比率・若年者比率の推移（国勢調査）

単位：％

区 分		S 5 5	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 7
栗原市	高齢者比率	12.9	14.9	18.1	22.8	27.5	30.9	32.5	36.2
	若年者比率	18.6	15.0	13.5	14.1	15.2	14.1	11.9	10.5
宮城県	高齢者比率	8.7	9.9	11.9	14.5	17.3	19.9	22.3	25.7
	若年者比率	23.1	21.1	21.2	22.0	21.6	19.1	16.6	15.4

6-1-3 その他の福祉

福祉の目的はすべての住民が健康で人間らしく暮らすことで、日常の生活基盤である家庭や地域社会の果たす役割が大きい。しかし、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変容しつつあり、少子高齢社会の到来がこれに追い打ちをかけている。

また、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内

^h 高齢者や障害者など社会的に不利を受けやすい人々を包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方

暴力、虐待、ひきこもりなどが社会問題となっている。

6-1-4 保健・健康づくり

「自分の健康は自分で守る」という認識を高め、各種健康診査、各種がん検診及び予防接種の実施、健康教室などへの積極的な参加を促すとともに、各種事業が効果的に実施できるよう関係機関・団体及び地域と連携を強化していく必要がある。

今後も、市民一人ひとりが元気で充実した生活を送り、健康寿命の延伸を目指した健康づくりを推進していくことで医療費の縮減を図るため、個人の取り組みと地域ぐるみの健康づくりをより一層推進していく必要がある。

6-2 その対策

6-2-1 子育て環境の確保・充実

子どもを安心して生み育てることのできる環境を整備するため、子育てに係る負担を軽減する支援策の充実を図るとともに、子育てに関する不安や悩みを相談できる機能を強化し、地域子育て支援センター等の地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを推進する。

また、多様な保育ニーズに応えるため、一時保育事業、ファミリーサポートセンターの運営に加え、地域型保育事業の促進などの保育サービスを充実させる。

さらに、子ども同士が交流し、安心して遊べる場所の確保を目指すとともに、養育者が交流できるネットワークの構築に努める。

6-2-2 高齢者・障害者福祉等の充実

高齢者や障害者が、家庭や地域の中で安心して、生きがいのある暮らしができるよう、各種サービスの充実に努めるとともに、豊かな福祉社会の実現に向けて、市民の福祉意識の高揚と支援体制の整備に努める。

また、高齢者や障害者の社会参加を促進するため、豊富な知識と体験を生かした社会参加や子ども達との世代間交流など、各種活動への参加の機会を拡充するとともに、地域の中で支えあう地域包括ケアシステムの構築を推進する。

6-2-3 その他の福祉の充実

市民のいのちを守り、暮らしやすいまちづくりを推進するため、関係機関と連携し、多重債務者の救済、普及啓発、相談窓口の設置など、総合的な自殺防止対策等に取り組む。

6-2-4 保健・健康づくりの推進

各種検診については、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図り、受診率の向上を目指すとともに、予防接種に係る経済的な負担の軽減を図り、疾病の予防、早期発見及び早期治療につなげていく。

また、市民の健康管理意識をさらに高めるため、保健推進員、食生活改善推進員及び健康づくり運動推進サポーターなどとの連携のもと、健康教室の開催や食生活を中心とする地域ぐるみの健康づくり対策の充実などを積極的に推進するとともに、働き盛りや高齢者のこころと体の健康づくりに取り組む。

さらに、誰も自殺に追い込まれることのないよう、引き続き各種関係機関・団体と連携しながら、各種相談窓口の周知、ゲートキーパーの育成・養成等を行い、支援につながっていない人を早期に支援へとつなぐ取り組みを推進する。

〈持続的発展のための基本目標〉

成果指標	目標値
民間の地域型保育事業所数	5事業所
健康寿命(男性)	81.00歳
健康寿命(女性)	84.50歳
乳がん検診受診率	31.0%
子宮がん検診受診率	31.0%

6-3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分「6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」

事業名 (施策名)	事業内容	事業 主体	備考
(1) 児童福祉施設			
その他	地域子育て支援センター運営事業	市	
(2) 認定こども園			
	若柳認定こども園整備事業	市	
(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
児童福祉	すこやか子育て支援金支給事業	市	
	保育料2人目以降無料化事業	市	
	子育て応援医療費助成事業	市	
健康づくり	任意予防接種費用助成事業	市	
(9) その他			
	小学校入学支援事業	市	
	特別保育事業	市	
	子ども家庭支援員訪問事業	市	
	子育て応援アプリ配信事業	市	
	赤ちゃん用品支給事業 (スマイル子育てサポート券)	市	
	地域型保育事業の推進	市	
	児童虐待防止事業	市	
	特定不妊治療費助成事業	市	
	いのちを守る総合対策事業	市	
	障害者地域生活支援事業	市	

	高齢者生きがい健康づくり事業	市	
	母子保健健康診査事業	市	
	健康診査事業	市	
	医療用ウィッグ・補正具購入費用助成事業	市	
	特定健康診査・特定保健指導	市	
	歯周疾患検診	市	
	風しん予防対策事業	市	
	造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業	市	
	不育症検査費用助成事業	市	
	健康づくりで目指せ 健康寿命の延伸 ＝くりはら市民21健康プラン＝	市	
	介護予防・日常生活支援総合事業	市	
	地域包括ケアシステム構築事業	市	
	認知症地域支援施策推進事業	市	
	認知症サポーター養成事業	市	
	介護福祉士就職支援金助成事業	市	
	介護人材確保・定着事業	市	
	産後サポート事業	市	
	家族介護慰労金支給事業	市	
	幸せを運ぶ こうのとり応援事業(特定不妊治療費 助成事業)	市	
	結婚新生活支援事業	市	
	妊産婦健康診査通院支援事業	市	
	出産・子育て応援給付金支給事業	市	
	地域子ども・子育て支援事業(栗原モデル)	市	
	産婦人科医院及び小児科医院開設等助成事業	市	
	高齢者安全運転支援装置設置促進助成事業	市	
	スマート保育推進事業	市	
	带状疱疹ワクチン接種費用助成事業	市	
	骨髄バンクドナー助成事業	市	
	高齢者肺炎球菌ワクチン未接種者フォロー助成事 業	市	

6-4 公共施設等総合管理計画等との整合性

栗原市公共施設最適化計画の類型別の方針に基づき事業の実施を行う。

(1) 子育て支援施設

保育所は、若柳地区の2施設と幼稚園を統合した保育所型認定こども園を整備する。その他、単独の保育所については、保育需要や人口規模に応じて統廃合の検討を行う。

(2) 保健施設(保健センター)

保健施設は、安全・安心にできる限り長く使用するため、適切に修繕しながら維持管理を行う。

7 医療の確保

7-1 現況と問題点

生活形態の多様化などにより、年齢層を問わず増加傾向にある生活習慣病の早期発見、早期治療のため、検診や健康教育の充実と事後管理の徹底を図る必要がある。

本市には、高度な診療機能を有した栗原中央病院を中心とし、市立3病院・4診療所が設置されているが、医療体制の充実や地域医療の連携強化を図り、医療全体の質の向上が求められている。

また、これまで、県北地域の中核的病院としての役割を担ってきた宮城県立循環器・呼吸器病センターの閉院により、診療機能が栗原中央病院に移管されたことに伴い、今後、さらに地域医療及び救急医療体制の維持、充実に努める必要がある。

しかし、全国的には医師・看護師等の医療従事者は増加傾向にあるものの、都市圏に集中している傾向があり、診療科や地域間で医療従事者の偏在が見られ、依然として地方には医師不足が見られる。

7-2 その対策

医療ニーズに対応した医療体制を確立するため、救急医療や地域医療の充実に努めるとともに、市立病院間の機能分担を図り、回復期患者の後方病床として療養病床の維持・確保、リハビリテーション機能の強化等、適切で快適な療養環境の提供に努める。

また、市立病院では、入院・外来及び救急医療を担う役割があるが、今後は、需要増加が見込まれる慢性期医療について、各病院の機能に応じた役割を検討していく。

さらに、大学医学部をはじめ、医師会、県や地方病院等の支援機関と、協力と連携を図りながら医師をはじめとする医療スタッフ確保などの対策を講じる。

〈持続的発展のための基本目標〉

成果指標	目標値
修学資金を利用して市立病院に勤務する医師数 (制度開始から目標年度までの累計)	18人

7-3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分「7 医療の確保」

事業名 (施策名)	事業内容	事業 主体	備考
(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
自治体病院	医学生修学一時金貸付事業 (医学生奨学金貸付事業)	市	

	栗原中央病院院内保育所運営事業	市	
	病院職員長期研修 (メディカル・スタッフ・トレーニング)	市	
(4) その他			
	インターネットによる医療スタッフ募集	市	
	看護学生修学資金貸付事業	市	
	医師招へい事業	市	
	休日急患業務事業	市	
	救急医療体制（第3次医療）確保事業	市	
	市立病院等電子カルテシステム導入事業	市	
	医療技術職員奨学金返還資金貸付事業	市	

7-4 公共施設等総合管理計画等との整合性

栗原市公共施設最適化計画の類型別の方針に基づき事業の実施を行う。

病院及び診療所は、安全・安心にできる限り長く使用するため、適切に修繕しながら維持管理を行う。

8 教育の振興

8-1 現況と問題点

8-1-1 教育環境

過疎化、少子化が進む本市において、次代を担う人材を育成するためには教育の充実が最も重要な責務となる。

また、家庭と学校はもちろん地域が一丸となり強固な連携を深めることによって、子どもが多くの自然や食文化などに触れる地域特性を生かした学習を推進できる学校教育の充実が求められている。

しかし、少子化による学級人数の減少により適正規模の確保が難しくなると予測されるため、児童生徒数の推移を注視しながら再編の検討が必要である。

表 8-1 出生状況

単位：人

区分	H6年	H8年	H10年	H12年	H14年	H16年	H18年	H20年	H22年	H24年	H26年	H28年	H30年	R2年
男	312	357	307	335	274	280	264	284	234	237	193	186	168	120
女	335	308	303	280	300	257	245	237	228	214	175	166	158	148
合計	647	665	610	615	574	537	509	521	462	451	368	352	326	268

義務教育施設については、小学校11校、中学校6校、義務教育学校1校の現状の下、地域において児童生徒数、通学区域、通学距離や手段の問題が内在している。

これからの義務教育施設の整備は、児童生徒数の減少を踏まえながら、適正規模・適正配置等について計画的に進めていく必要がある。

高等教育施設については、普通高校のほか、商業高校や総合学科が設置されている高校、さ

らには職業能力開発促進法に基づく工科系大学校も設置されており、圏域内のみならず県内外の人材育成に貢献している。これは市内企業における技能の向上・鍛錬にも貢献していることから、産・学・官が一体となった技術研究や技術開発を進めることにより、地域産業の活性化が期待できる現況である。

幼児教育施設では、市立幼稚園が9園であり、全ての園で3年保育が実施されている。子ども・子育て支援制度に基づき、幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、子育て支援の観点から十分な防災・防犯・安全性を備えた安心感のある施設環境の形成と学びの基礎となる幼児教育の充実を図る必要がある。

また、地域の未来を担う人材育成という観点からも、施設利用や運営において創意工夫しながら、多様な保育ニーズに柔軟に対応することなど様々な検討をしていく必要がある。

国際化、情報化が進展するこれからの社会では、主体的な学びや、他との連携が求められており、本市の次代を担う人材育成の観点からも自ら学び、自ら考える生きる力を培うとともに、学力向上や国際的な視野と資質・能力の育成に努める必要がある。

さらに、障がいや特別な支援を必要とする児童生徒に対する合理的な配慮、さらには学校不適応への対応など、きめ細かい対応が求められる。

学校給食については、食物アレルギーを持つ児童生徒への給食に対する対策を講じ、食物アレルギーによる事故の未然防止に努めている。今後は、郷土への愛着を育み、食の大切さや、文化、栄養のバランスを学ぶなど、生産現場での体験などを通じて地産地消を図りながら、食育を推進することが求められている。

8-1-2 生涯学習

余暇の拡大、情報化の進展、生活水準の向上など、社会構造の変化に伴う市民の学習意欲が向上するとともに、生涯学習には高度で幅広いメニューが要求されている。特に少子高齢化、核家族化、国際化、環境・健康志向の高まり、男女共同参画社会への要請等、時代の変化に対応したプログラムの開発と事業体制の構築が要求されている。

集会施設、体育施設及び社会教育施設等については、市民の主体的な社会教育活動や文化活動又はコミュニティの拠点としての必要度やその充実度を見極めながら整備する必要がある。

各種施設の設置及びその利活用については、地域特性に考慮した適切な配置を行うとともに、広域的な観点から施設のネットワーク化により有効活用する必要がある。

8-2 その対策

8-2-1 教育環境の充実

少子化に対応した教育に最適な環境をつくるため、市内の小中学校の適正な規模と配置等を検討した栗原市学校再編計画に基づく再編を実施し、一定の成果を上げることが出来た。

しかし、再編後において、既に各学年1学級編制の学校が増えてきており、今後も引き続き地域の理解を得ながら、小中学校の再編を進めると共に、児童生徒の安全・安心の確保と快適な教育環境を整備する。

幼稚園についても、子ども・子育て支援法に基づく、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援するため、施設利用や運営において創意工夫しながら、多様な保育ニーズに柔軟な対応をする。

情報化、国際化など急速な社会情勢の変化に対応するため、園児、児童生徒の個性を伸ばしつつ豊かで優れた人格の形成が図れるよう、ICT技術や外国語指導助手を活用するなど教育内容を充実させ、良好な教育環境を整備する。

さらに、学力レベルの向上を図るため、指導法の改善や、よりわかりやすい授業づくり、教員の資質の向上を支援するため、教育研究センターを活用した研修や調査研究を充実し、児童生徒の個に応じたきめ細かな指導を展開する。

8-2-2 生涯学習の推進

今後、生涯学習に関する要望が多様化していくと考えられ、地域の身近な自然や多様な文化に触れる地域学習をはじめ、市民ニーズがさらに反映されるよう地域コミュニティ等と連携しながら生涯学習を推進する。

また、市民の誰もが毎日を健康でいきいきと暮らせるよう、地域を中心としたふれあいと市民参加による健康づくり活動やスポーツ振興及びレクリエーションの充実を図る。

〈持続的発展のための基本目標〉

成果指標	目標値
「将来の夢や目標を持っている」児童・生徒の割合	小学校6年生 100.0% 中学校3年生 100.0%
生涯学習講座への参加者数	3,600人/年

8-3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分「8 教育の振興」

事業名 (施策名)	事業内容	事業 主体	備考
(1) 学校教育関連施設			
校舎	中学校校舎等大規模改造事業	市	
	中学校屋根改修工事	市	
	学校施設の非構造部材点検による耐震対策事業	市	
	学校施設長寿命化計画に基づく施設改修事業	市	
屋内運動場	小学校体育館屋根改修工事	市	
給食施設	学校給食センター改修等事業	市	
その他	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）施設整備事業	市	
(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館整備事業	市	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
幼児教育	幼稚園預かり保育事業	市	

義務教育	学力向上のための緊急プロジェクト事業	市	
	教育研究センター運営事業	市	
	小学校英語活動推進事業	市	
	語学指導を行う外国青年招致事業 ALT（外国語指導助手）の配置	市	
	学府くりはら教員等配置事業（少人数学級推進事業）	市	
	豊かな心を育む教育環境創造事業	市	
	学府くりはら教員等配置事業（補助教員の配置事業）	市	
	スクールバス運行事業	市	
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	市	
	学力向上対策プロジェクト事業	市	
	教育研究センター事業	市	
	英語教育推進事業	市	
	少人数学級推進事業	市	
	補助教員配置事業	市	
	学校給食費無償化事業	市	
	学校生活支援事業	市	
(5) その他			
	学校 I C T 環境推進事業	市	
	幼稚園給食費無償化事業	市	
	子どもの心のケアハウス事業	市	
	家庭・地域・学校の連携による青少年育成のための 協働教育推進事業	市	
	陸上競技振興事業	市	
	「目指せ！日本一」スポーツ振興事業	市	
	「やったね！日本一」スポーツ振興事業	市	
	全日本中学生ホッケー選手権大会運営事業	市	
	全国学力トップクラスの秋田県に学ぶ教員派遣事業	市	
	幼稚園施設型給付事業（幼児教育無償化）	市	
	学校給食費無料化事業	市	
	学校 I C T 推進事業	市	
	青空大使派遣事業	市	
	学校教育支援室活用事業	市	
	社会体育施設等改修事業	市	
	学校図書館活性化推進事業	市	
	くりはら子どもの学び支援センター事業	市	
	くりはら親善大使派遣事業	市	

8-4 公共施設等総合管理計画等との整合性

栗原市公共施設最適化計画の類型別の方針に基づき事業の実施を行う。

(1) 子育て支援系施設

幼稚園は、長寿命化計画に基づき、適切に改修しながら維持管理を行う。

(2) 学校

学校施設等長寿命化計画に基づき、適切に改修しながら維持管理を行う。

(3) その他教育施設

その他学校教育施設は、安全・安心にできる限り長く使用するため、適切に修繕しながら維持管理を行う。

9 集落の整備

9-1 現況と問題点

本市における集落は、豊かな自然に囲まれ市内の至る所に点在している。集落の多くは地勢的な要素により集落が形成されており、河川、道路、公共施設、水田耕作地等に深く関わりを持ち、地域の絆を大切に地域の伝統文化を守りながら発展してきた。

しかし、集落の多くは過疎化・高齢化の急速な進行に伴い、地域によっては、地域コミュニティ活動の維持や住民相互扶助の機能低下等の問題が深刻化していくと予想されることから、コミュニティの活性化を促進するため、集会施設の整備やコミュニティ一括交付金の交付による支援とコミュニティ自らの創意工夫による主体的な活動を推進するための方策が必要である。

9-2 その対策

人口の減少や高齢化の著しい集落において、維持及び活性化等住民が将来にわたり安全・安心に暮らすことができる地域社会を実現していくために、その基盤となる地域コミュニティの活性化を推進し、住民自らが積極的に参加し、集落の課題を解決していく力を持ち、住民が互いに助け合い、身近な近所づきあいの醸成を目指す。

このことから、コミュニティ推進協議会の構築を支援するとともに、地域資源の把握等をきめ細かく行い、集落のあり方についての地域での話し合いを促進するため、外部の人材活用を推進するなどの手法も取り入れながら、集落の実情に応じた住民の自主的な活動を支援する。

〈持続的発展のための基本目標〉

成果指標	目標値
コミュニティ組織一括交付金の独自項目取り組み自治会数	230団体/年

9-3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分「9 集落の整備」

事業名 (施策名)	事業内容	事業 主体	備考
(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
集落整備	「小さな拠点」づくり事業	地域団体	
	地域おこし協力隊事業	市	
	住民自治活動推進・活動助成事業	市	
	集落支援員設置事業	市	
(3) その他			
	地域集会施設新築改築修繕事業	市	
	市民協働活動推進事業	市	
	ご近所助け愛交付金交付事業	市	

9-4 公共施設等総合管理計画等との整合性

栗原市公共施設最適化計画の類型別の方針に基づき事業の実施を行う。

主に地域（自治会等）住民等が利用している集会施設は、利用の自由度がさらに高まるよう地域団体への譲渡を検討する。

また、譲渡までの間については、地域団体が指定管理者等として適切な維持管理を行うこととするが、地域団体が維持管理を行わない場合は、地域での需要が少ないものと捉え、集会施設を含め同種・類似施設等との統廃合を検討する。

10 地域文化の振興等

10-1 現況と問題点

歴史と伝統に支えられた優れた文化を受け継ぎ、発展させていくことは、個性豊かな地域文化を振興する上で重要である。本市には歴史や風土に根ざした貴重な文化が数多く残されており、地域の伝統文化の保存・継承とともに、歴史的背景や風土の中から新たな地域文化の創造や発信を促進する可能性を秘めていると考えられる。

生活様式の変化や各種開発が進むことにより、歴史的文化遺産の散逸・消失が危惧され、その保全・活用が重要な課題となっている。

また、各地域に多数残る歴史的街並み・建物・自然景観、伝統芸能等、地域の特性を生かしながら市民と協働し各種文化活動を推進し、特色ある地域文化の創造や発信などを積極的かつ持続的に取り組むことが必要である。

10-2 その対策

歴史と風土の中で育まれてきた伝統行事・芸能や伝統工芸技術などは、地域の文化を特徴づけるとともに、人々の生活に彩りと潤いを与えてきた。地域の貴重な文化遺産などを継承し、地域への誇りと愛着を育むとともに、地域や分野を越えた新しいイベントや多様な交流を通し

て、新しい地域文化の創造に取り組む。

また、地域の特色である伝統文化を継承する担い手の育成や、伝統的な地域行事を保護・振興するための支援を行い、地域文化活動の推進を図る。

〈持続的発展のための基本目標〉

成果指標	目標値
文化財施設入館者数	3,200人／年

10-3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分「10 地域文化の振興等」

事業名 (施策名)	事業内容	事業 主体	備考
(1) 地域文化振興施設等			
地域文化振興施設	文化施設整備事業	市	
	民俗資料館整備・運営事業	市	
(3) その他			
	文化振興事業	市	
	歴史・文化の継承支援伝統芸能活動支援事業	市	
	遺跡発掘調査事業	市	
	伊治城跡史跡整備事業	市	
	入の沢遺跡整備活用事業	市	
	文化財標柱等整備事業	市	

10-4 公共施設等総合管理計画等との整合性

栗原市公共施設最適化計画の類型別の方針に基づき事業の実施を行う。

博物館等は、歴史・文化を保存、伝承するため、現状維持を基本とし、安全・安心にできる限り長く使用するため、適切に修繕しながら維持管理を行う。

11 再生可能エネルギーの利用促進

11-1 現況と問題点

恵まれた自然環境を次世代へ継承していくために、身のまわりの住環境から地球環境規模の環境まで幅広く対応した栗原市環境基本計画に基づき、自然環境と共生した地域づくりを推進しているところであり、温室効果ガス排出量の削減など、脱炭素社会の実現に向け、より一層の推進が求められている。

11-2 その対策

自然と共生する環境共生社会を実現するために、様々な再生可能エネルギーや省エネルギー

機器の導入、利活用などにより、環境負荷軽減に向けた取り組みなどを行う。

1 1-3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分「1 1 再生可能エネルギーの利用促進」

事業名 (施策名)	事業内容	事業 主体	備考
(3) その他			
	環境調和型地域づくり推進事業	市	

1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 2-1 現況と問題点

1 2-1-1 市民が自ら行うまちづくり

これまでの行政サービスは行政から市民へ一方的になりがちであり、また、市民ニーズの多様化・高度化が進み、画一的なサービスでは対応しきれなくなっているため、市民が自ら行う、協働によるまちづくりを目指していく必要がある。

1 2-1-2 高度情報化のまちづくり

新たな市民サービスへの取り組みとして、市民がインターネットから各種の行政サービスを受けることができる電子自治体への対応が必要になる。

また、市民への行政の情報提供についても、従来の一方通行的なものではなく、双方向のコミュニケーションを確立できる方法への対応が求められている。

1 2-1-3 高度な行政サービスのまちづくり

行政組織の効率化を進めていき、行財政基盤の強化、新たな行政課題や市民ニーズなどの社会情勢に対応して、地域の声が的確に行政に反映されるよう、行政組織や事務事業について常に見直しが必要となっている。

1 2-1-4 放射性物質による不安を解消し、安心して暮らせるまちづくり

「東日本大震災」に起因して発生した、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散による影響が市民生活や経済活動において深刻な問題となっていることから、市民の不安解消と風評被害などを払拭することが課題となっている。

1 2-2 その対策

1 2-2-1 市民が自ら行うまちづくりの推進

まちづくりを進めるうえでは、地域の課題を市民が自らのものと捉え、市民と行政との協働による体制づくりを行うとともに、コミュニティ団体、ボランティア団体等のNPOの市民参画を促進し、魅力的なまちづくりを行う。

また、まごころと思いをやりを重視しながら、家庭や学校、職場、地域のそれぞれが連携して男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進する。

1 2-2-2 高度情報化の推進

現在の高度情報化社会に対応した高度情報化基盤の整備・運用を行い、それらを利用して、市民と行政の円滑な情報交換や電子自治体化の推進など、ICTの利活用による市民サービスの向上を図る。

1 2-2-3 高度な行政サービスの充実

行政を取り巻く環境の変化に対応できる行政能力を高め、多様な市民ニーズを把握して、満足度が高まる行政システムを構築するとともに、効率的かつ効果的な行政サービスの提供を目指す。

そのため、広報・広聴活動の充実、施策評価の導入等に取り組むほか、コンビニエンスストアや郵便局など市民の身近な施設による行政サービスの充実に取り組む。

1 2-2-4 放射性物質による不安を解消し、安心して暮らせるまちづくりの推進

福島第一原子力発電所からの放射性物質拡散による汚染被害への対策に努め、安全・安心な暮らしを守り、市民生活のさらなる発展を目指す。

〈持続的発展のための基本目標〉

成果指標	目標値
審議会等の女性委員数の割合	30.0%
市公式ウェブサイト年間閲覧数	360万件/年
市民のマイナンバーカード取得率	100.0%

1 2-3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分「1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項」

事業名 (施策名)	事業内容	事業 主体	備考
(2) その他			
	市政情報発信事業	市	
	人・魅力・話題広報事業	市	
	まちづくり広聴事業	市	
	男女（とも）につくる栗原推進プロジェクト (男女共同参画推進社会の実現)	市	
	各種証明書等コンビニ交付サービス事業	市	
	郵便局窓口証明書交付サービス事業	市	
	各種料金等コンビニ収納サービス事業	市	
	公共料金明細事前通知サービス事業	市	

	農林水産物放射能検査	市	
	放射性物質吸収抑制対策事業	市	
	放射線除染事業（栗原市環境放射線等対策）	市	
	保管牧草堆肥化処理対策事業	市	
	原子力災害健康不安対策事業	市	
	消費生活相談窓口設置事業	市	
	デジタル推進事業	市	
	行政庁舎等照明設備ＬＥＤ化事業	市	
	電気自動車購入支援事業	市	
	栗原市２０周年記念誌発行事業	市	
	放射能対策事業	市	
	放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業	市	
	電気自動車用急速充電器設置事業	市	
	栗原市地球温暖化対策実行計画策定事業	市	
	官民連携型充電インフラ整備事業	市	
	公共施設への公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）整備事業	市	
	総合支所窓口キャッシュレス決済導入事業	市	
	本庁舎かんたん証明書交付サービス事業	市	
	公共施設への冷房設備整備事業	市	
	データ放送発信サービス	市	
	庁内業務量調査及びＢＰＲ（業務改革）事業	市	

(別表) 過疎地域持続的発展特別事業一覧

事業計画（令和３年度～７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	地域間交流	国内・国際交流事業	市	小中学生を対象とした、学校交流により、市内の児童生徒が異文化交流を体験し、国際的視野を持つ人材の育成が図られる。また、産業交流により市特産品の販路拡大と知名度の向上を図り、海外輸出とインバウンドにつなげるもの
2 産業の振興	商工業・ 6次産業	栗原ブランド確立・支援事業	市	価格競争に巻き込まれることなく生産者所得の向上を達成し、長期的に安定した農林漁業経営を可能にすることで、継続的な担い手の確保、地域の経済を活性化させるもの
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	公共交通	地域交通対策事業	市	市民生活に必要な交通体系の維持及び交通空白地域の解消を行い交通弱者の移動手段を確保するもの
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健 及び福祉の向上 及び増進	児童福祉	すこやか子育て支援金支給事業	市	少子化対策の一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とし支給するもの
		保育料２人目以降無料化事業	市	同一家庭から同時に２人以上が入所した場合、入所児童の保育料の負担が大きいことから、適正な保育機会の提供及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図るもの
		子育て応援医療費助成事業	市	子ども（０歳～１８歳）の医療費の一部負担金を助成することにより、適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図るもの
	健康づくり	任意予防接種費用助成事業	市	任意の予防接種となっているワクチンについて、中学生までの者を対象に接種費用の全部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、子育て環境を整備することにより、若者の定住促進を図るもの

7 医療の確保	自治体病院	医学生修学一時金貸付事業 (医学生奨学金貸付事業)	市	安定的な病院経営のため、将来、市立病院等に医師として勤務しようとする医学生に対し、修学一時金及び修学資金を貸し付け医師の確保を図るもの
		栗原中央病院院内保育所運営事業	市	安定的な病院経営のため、医師及び看護師等の雇用の維持・確保を行うもの
		病院職員長期研修 (メディカル・スタッフ・トレーニング)	市	多様化する医療ニーズに応えるため、医療スタッフの先進医療や専門的な知識・技術の習得を進め、安定的な病院経営に資するもの
8 教育の振興	義務教育	小学校英語活動推進事業	市	小学校における英語活動事業の充実を図るため、小学校へ外国語指導助手の配置を実施し、生きた英語に触れさせるとともに、各種事業を実施するもの 【令和3年度】
		語学指導を行う外国青年招致事業A L T (外国語指導助手) の配置	市	中学校生徒の英語力向上を図るため、市内 7 中学校へのA L T (外国語指導助手)を配置するもの 【令和3年度】
		学府くりはら教員等配置事業 (補助教員の配置事業)	市	複式学級における学力向上、及び肢体不自由や病弱・情緒・多動・L D・A D H D等の障害を有する児童・生徒で通常学級に在籍している者の、特別支援教育の充実を図るもの 【令和3年度】
		学府くりはら教員等配置事業 (少人数学級推進事業)	市	学校生活の基本となる学習習慣や生活習慣の着実な定着を図るために、市立小・中学校の全ての学年において 35 人を標準とする学級編成に取り組むもの 【令和3年度】
		学力向上のための緊急プロジェクト事業	市	市独自の学力向上事業の実施や児童生徒等の家庭学習の定着、学力向上を図り「学府くりはら」の着実な実現を図るもの 【令和3年度】

	教育研究センター運営事業	市	教職員の教育に関する研究・調査の場として、次代を担う人づくりと「学府くりはら」の着実な実現を図るもの 【令和3年度】
	スクールバス運行事業	市	遠距離通園・通学している幼稚園児や児童生徒の支援を行うとともに、近年児童生徒を狙った犯罪が多発していることから不審者に対する未然防止策として幼稚園バス及びスクールバスの運行を行うもの
	豊かな心を育む教育環境創造事業	市	いじめや不登校をはじめとする児童生徒のさまざまな問題に対する適切な指導体制の構築を行い、安全・安心な環境で教育を受ける権利・機会を確保するもの 【令和3年度】
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	市	保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生の児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とするもの
	学力向上対策プロジェクト事業	市	小中連携や探求型の学習を推進するとともにICT機器を効果的に活用した学習を積極的に取り入れ、児童生徒の学力向上を目指すもの 【令和4年度から令和7年度】
	教育研究センター事業	市	教職員の研修や交流の場、幼児教育・学校教育に関する研究・調査の場、充実した教育相談の場として、次代を担う人づくりと「学府くりはら」の着実な実現を図ることを目的とするもの 【令和4年度から令和7年度】
	英語教育推進事業	市	小中学校にALTを配置し、英語を使つてのコミュニケーション能力の向上と国際的感覚を持つ人材の育成を図るもの 【令和4年度から令和7年度】

		少人数学級推進事業	市	小学校及び義務教育学校（前期課程）において、25 人を標準とする学級編成を行うとともに、中学校及び義務教育学校（後期課程）における 35 人を標準とする学級編制を行うもの 【令和 4 年度から令和 7 年度】
		補助教員配置事業	市	補助員等を配置し、特別に支援を必要とする児童生徒の安全の確保と生活支援、教育の充実を図るもの 【令和 4 年度】
		学校給食費無償化事業	市	子育て世帯における教育費の負担軽減を図るため、学校給食法等に基づき保護者が負担する経費を無償化するもの 【令和 5 年度から令和 7 年度】
		学校生活支援事業	市	補助員等を配置し、特別に支援を必要とする児童生徒の安全の確保と生活支援、教育の充実を図るもの 【令和 5 年度から令和 7 年度】
	幼児教育	幼稚園預かり保育事業	市	共働き家庭や核家族の増加に伴い、幼稚園の教育時間以外に、家庭において保育に欠ける園児の保育のニーズが大きくなってきているため預かり保育を実施するもの
9 集落の整備	集落整備	「小さな拠点」づくり事業	地域団体	暮らしの安心と希望をつなぐ持続可能な集落づくりにより、住民主体による持続可能な地域づくりを促進するもの
		地域おこし協力隊事業	市	地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ると共に、地域力の維持及び強化の担い手となる人材を確保することを目的とするもの
		住民自治活動推進・活動助成事業	市	自治組織の活動を支援するため、自治会やコミュニティ推進協議会等の組織化の促進や、情報提供、人材育成を行うもの。また、市内の N P O 法人の活性化の支援を行うもの